



浦添市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

浦添市長

松本 哲 也

浦添市規則第 31 号

浦添市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

浦添市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表第３中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改め、「同表」を削り、「第６号から８号」を「第３号から第５号」に、「この号から第７号まで」を「この号並びに次表第１号及び第２号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

浦添市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年規則第４号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
浦添市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 令和２年１月30日 規則第４号		浦添市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 令和２年１月30日 規則第４号	
別表第３（第15条関係）		別表第３（第15条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1) 〔略〕	〔略〕	(1) 〔略〕	〔略〕
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人等</u> __として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3)～(14) 〔略〕	〔略〕	(3)～(14) 〔略〕	〔略〕
(15) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（ <u>同表第９号及び別表第４第６号から８号</u> までに掲げる場合を除く。）	一の年度において別表第８に定める期間	(15) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（__第９号及び別表第４第 <u>３号から第５号</u> までに掲げる場合を除く。）	一の年度において別表第８に定める期間
(16)～(18) 〔略〕	〔略〕	(16)～(18) 〔略〕	〔略〕
(19) 次に掲げる者（ウに掲げる者に	一の年度において５日（要介護	(19) 次に掲げる者（ウに掲げる者に	一の年度において５日（要介護

あつては、会計年度任用職員と同居者が2人以上の場合にあつて しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。)の介護その他の世話(要介護者の世話又は要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。)を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者(父母の配偶者、	者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日平均当たりの勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合にあつては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間	あつては、会計年度任用職員と同居者が2人以上の場合にあつて しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号並びに次表第1号及び第2号において「要介護者」という。)の介護その他の世話(要介護者の世話又は要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。)を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者(父母の配偶者、	者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日平均当たりの勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合にあつては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間
---	--	---	--

配偶者の父母の配偶者、子の配偶者 及び配偶者の子をいう。)		配偶者の父母の配偶者、子の配偶者 及び配偶者の子をいう。)	
----------------------------------	--	----------------------------------	--